

徳島県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年九月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
勝浦郡勝浦町大字棚野字中立川四六の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由
学校教育用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）